

「ユージン」営業1部販売1課の方に質問そしてお伝えしたいこと

A:10/25回答

A:は10月17日の電凸結果

Q:10月4日に御社が発表した「のまネコ米酒缶フィギュアホルダー」の発売中止告知で「著作権元の事情により、発売を中止せざるを得なくなりました」とあるが、著作権元はavex社なのかZEN社なのか？

A:エイベックスから著作をもらっている

A:商品の企画段階ではマイアヒフラッシュのキャラの絵を"のまネコ"としてAVEXから著作権を受け取っている。

Q:「のまネコ米酒缶フィギュアホルダー」発売中止の経緯はZEN社10月3日発表ののまネコの図形商標「米酒」の登録出願（商願2005-69972）取下げに起因するものなのか？

そうならば、商標登録出願取り下げはZEN社から説明を直接うけたのか？avex社からなのか？

A:出願取り下げ発表以前の10/4にフィギュアホルダー発売中止をファックスを販売代理店に送った

(登録出願とは関係ないといいたいのか...?)

Q:12月発売予定とされている「のまネコキャラウォッチ」5種について。

1.のまネコダンス 2.のまネコかくし芸 3.のまのまイエーイ!! 4.米酒 5.牛キープデジタル腕時計 のリリース<http://www.tadaweb.net/sc/pictures/2005093500055.jpg>

A:キャラウォッチ発売の広告は当社の公式HPでみたのか？と逆質問される。

(電話担当者は関知していないらしい)

(11月発売予定だった「のまネコ缶入りフィギュアキーホルダー」を業者に予約していたら10/14に「発売中止のご案内」が来た。その中に代替品として以下のような商品がありますので、変更をご希望でしたら受け付けます。という案内があった。案内がネットか郵便かは不明。)

Q:「(c)のまネコ製作委員会」という文字が表記されているのは何故か？

avex社がPV発売を中止し、またavex社が「のまネコ」とは無関係と主張しているマイアヒフラッシュの画を 広告使用しているのは、取引先および消費者に誤解を与えるのではないか？

ちなみに、avex社からJAROに「のまネコはPVのキャラクターと違うのに、誤解をさせる表記をしていたので訂正しました」との旨回答があったことはご存じか？

A:基本的には著作権元であるavexに質問して欲しい

A:自分は営業担当なので細かいことは分からない

Q:「のまネコ米酒缶フィギュアホルダー」では発売中止をご決定なされたようだが、同種ののまネコ商品である「のまネコキャラウォッチ」「のまネコ米酒ソフビバンク」について販売継続予定であるのは何故か？

A:予定はしているが、発売は検討中(基本的には発売をする)

A:PVキャラとのまネコは別物の為、PVキャラの入った時計発売中止。ソフビバンクは検討中(契約時はPVキャラ=のまネコだったがavexに撤回された為)

Q:そして、10月12日にavex社は『「のまネコ」の商品化に対するロイヤリティーをライセンサーより収受しない』と発表したけど御社はどのような処置をとるのか？

A:avexとまだ打ち合わせをしていない

Q:そもそも「のまネコ」はネットコミュニティで長年親しまれてきた「モナー」というアスキーアートを微妙に改変して作られたものだが、この経緯について御社では正確に認識理解をされているのか？

11/17 電凸回答

のまネコグッズ販売中止。延期とかの案もあったが結局中止。
で、サイトには発売中止と載せないのですかと聞いたら
「どのように告知するかはまだ検討中」のようだ。

html plugin Error : このプラグインを使うにはこのページの編集権限を「管理者のみ」に設定してください。

html plugin Error : このプラグインを使うにはこのページの編集権限を「管理者のみ」に設定してください。